

令和8年分の申告書作成時の注意事項

令和8年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

あなたについての記載欄

所得要件等が
改正されました

★①～★⑫をご確認ください
(下線太字が改正部分)

配偶者に
ついての記載欄

源泉控除対象親族に
ついての記載欄

以下の親族についての記載欄です

- ・ ★③のうち、
16歳以上の人
- ・ ★⑧のうち、
令和8年の所得の見積額
が100万円以下の人

あなたと、
配偶者、扶養親族
についての記載欄

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受けるための記載欄です

住民税の計算上必要な
記載欄

[illegible]

以下、「所得」とは合計所得金額（給与所得や事業所得など、各種所得の合計額）をいいます。金額の目安は、右表をご参照ください。

- | | | |
|----|--------------|--|
| ★① | 【源泉控除対象配偶者】 | あなたと生計を一にする配偶者 ^{*1} で、令和8年の所得の見積額が 95万円 以下の人、かつ、あなたの令和8年の所得の見積額が 900万円 以下 |
| ★② | 【同一生計配偶者】 | あなたと生計を一にする配偶者 ^{*1} で、令和8年の所得の見積額が 62万円 以下の人 |
| ★③ | 【扶養親族】 | あなたと生計を一にする親族(配偶者以外) ^{*1} で、令和8年の所得の見積額が 62万円 以下の人 |
| ★④ | 【源泉控除対象親族】 | 控除対象扶養親族(★③で16歳以上(平成23年1月1日以前生まれ)の人) ^{*2} または★⑧で令和8年の所得の見積額が 100万円 以下の人 |
| ★⑤ | 【老人扶養親族】 | 控除対象扶養親族で70歳以上の人(昭和32年1月1日以前生まれ) |
| ★⑥ | 【同居老親等】 | ★⑤のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人 |
| ★⑦ | 【特定扶養親族】 | 控除対象扶養親族で19歳以上23歳未満の人(平成16年1月2日から平成20年1月1日までの生まれ) |
| ★⑧ | 【特定親族】 | あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外) ^{*1} で、令和8年の所得の見積額が 62万円 超123万円以下の人 |
| ★⑨ | 【障害者(特別障害者)】 | あなた、★②、★③のうち、一定の障害に該当する人 |
| ★⑩ | 【寡婦】 | あなたが夫と離婚 ^{*4} や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、★⑪に該当せず、令和8年の所得の見積額が 500万円 以下の場合 |
| ★⑪ | 【ひとり親】 | あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子 ^{*3} があり、令和8年の所得の見積額が 500万円 以下の場合 |
| ★⑫ | 【勤労学生】 | あなたが一定の学校等での生徒・訓練生等で、令和8年の所得の見積額が 89万円 以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合 |

※1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません

※2 海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます

※3 他人の★②又は★③に該当せず、令和8年の総所得金額等（合計所得金額に繰越控除を適用した金額）が62万円以下の子に限られます

※4 離婚の場合は、★③がいる場合に
に限られます

既に個人番号を提供しているため、**【A】**の記載は省略します

次の場合は、この申告書とともに以下の書類を提出してください

**【B】に○を付した場合、
【C】の項目に✓を付した場合、又は
障害者に該当する★②★③が海外に
住んでいる場合**

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
 【C】で「留学」に✓した場合は**留学ビザ等書類**の提出も必要です

★④又は障害者に該当する★②★③
が海外に住んでいる場合
以下の書類を提出してください

送金関係書類(あなたが令和8年中にその親族の生活費又は教育費に充てるために支払ったことを示す書類)
[C]で「38万円以上の支払」に✓した場合は
38万円送金書類(その親族の生活費・教育費に充てるための支払額が38万円以上であることを示す書類)の提出が必要です

【D】に○を付した場合

親族関係書類や送金関係書類等を市区町村に提出しなければならない場合があります

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
62万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が136万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は122万円 65歳以上は172万円
89万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が163万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が169万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
100万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が174万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は 年収が1,110万円

令和9年分の申告書作成時の注意事項

令和9年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

あなたについての記載欄

既に個人番号を提供しているため、**【A】**の記載は省略します

次の場合は、この申告書とともに以下の書類を提出してください

【B】に○を付した場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

【C】の項目に✓を付した場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
「留学」に✓した場合は留学ビザ等書類の提出も必要です

上記【B】及び【C】の親族以外に、
障害者に該当し、海外に住んでいる
★②又は★③がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

配偶者に
ついての記載欄

源泉控除対象親族に
ついての記載欄

以下の親族についての記載欄です

- ・ ★③のうち、
16歳以上の人
- ・ ★⑧のうち、
令和9年の所得の見積額
が100万円以下の人

あなたと、
配偶者、扶養親族
についての記載欄

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受けるための記載欄です

住民税の計算上必要な
記載欄

[illegible]

以下、「所得」とは合計所得金額（給与所得や事業所得など、各種所得の合計額）をいいます。金額の目安は、右表をご参照ください。

- | | | |
|----|--------------|--|
| ★① | 【源泉控除対象配偶者】 | あなたと生計を一にする配偶者 ^{※1} で、令和9年の所得の見積額が 95万円 以下の人、かつ、あなたの令和9年の所得の見積額が 900万円 以下 |
| ★② | 【同一生計配偶者】 | あなたと生計を一にする配偶者 ^{※1} で、令和9年の所得の見積額が 62万円 以下の人 |
| ★③ | 【扶養親族】 | あなたと生計を一にする親族(配偶者以外) ^{※1} で、令和9年の所得の見積額が 62万円 以下の人 |
| ★④ | 【源泉控除対象親族】 | 控除対象扶養親族(★③で16歳以上(平成24年1月1日以前生まれ)の人 ^{※2})または★⑧で令和9年の所得の見積額が 100万円 以下の人 |
| ★⑤ | 【老人扶養親族】 | 控除対象扶養親族で70歳以上の人(昭和33年1月1日以前生まれ) |
| ★⑥ | 【同居老親等】 | ★⑤のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人 |
| ★⑦ | 【特定扶養親族】 | 控除対象扶養親族で19歳以上23歳未満の人(平成17年1月2日から平成21年1月1日までの生まれ) |
| ★⑧ | 【特定親族】 | あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外) ^{※1} で、令和9年の所得の見積額が 62万円 超123万円以下の人 |
| ★⑨ | 【障害者(特別障害者)】 | あなた、★②、★③のうち、一定の障害に該当する人 |
| ★⑩ | 【寡婦】 | あなたが夫と離婚 ^{※4} や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、★⑩に該当せず、令和9年の所得の見積額が 500万円 以下の場合 |
| ★⑪ | 【ひとり親】 | あなたが戸籍上も事実上も独身又は配偶者が生死不明で、生計を一にする子 ^{※3} があり、令和9年の所得の見積額が 500万円 以下の場合 |
| ★⑫ | 【勤労学生】 | あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和9年の所得の見積額が 89万円 以下、かつ、給付所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合 |

※1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません

※2 海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます

※3 他の人の★②又は★③に該当せず、令和9年の総所得金額等（合計所得金額に繰越控除を適用した金額）が**62万円**以下の子に限られます

※4 離婚の場合は、★③がいる場合に限られます

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
62万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が136万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は122万円 65歳以上は172万円
89万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が163万円
95万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が169万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
100万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が174万円
500万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が6,777,778円
900万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は 年収が1,110万円

令和8年分の年末調整における注意事項

令和8年分の保険料控除申告書を作成するにあたっての注意事項です
この申告書を提出する際は、**◆印の証明書類**を添えて提出してください

年齢23歳未満の扶養親族
はいませんか？

生命保険料控除の特例
が創設されました

生命保険料に ついての記載欄

生命保険料控除を受けるため、
あなたが令和8年中に支払った生命
保険料について記載する欄です

- ★① 一般の生命保険料
 - ★② 介護医療保険料
 - ★③ 個人年金保険料
- の3つに区分して記載します

生命保険会社から届いた
「生命保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆生命保険料控除証明書
(旧生命保険料で一契約の保険料額が
9,000円以下の場合を除く)

★①のうち「新」の金額があり、かつ、年齢23歳
未満の扶養親族※がいる場合に記載します(複
数いる場合はいずれか一人を記載)
なお、既に個人番号を提供しているため、個人
番号の記載は省略します

※ あなたと生計を一にする、平成16年1月2日
以後生まれの扶養親族
あなた以外の所得者の扶養親族となってい
る場合も対象となります

小規模企業共済等掛金についての記載欄

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、
あなたが令和8年中に直接支払った小規模企業共済等掛金について
記載する欄です

【支払いがある場合の提出書類】
◆その掛金を支払ったことの証明書類

毎月の掛金額のみ記載がある場合は、
月数分を乗じて金額を計算します

「前納減額金」に金額の記載がある場合は、
その分を掛金から控除します

毎月の給与から差し引かれた掛金については、
ここに記載する必要はありません

令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書

西暦氏名		給与の支払者の 氏名(氏名)		フリガナ		ヤマト ダロウ	
給与の支払者の 法人番号		あなたの氏名		大和 太郎			
給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所		東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号			

保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 の区分	保険等の 受取人の氏名	保険金等の 区分	給付の 確認	給付の 金額
AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子	★①	30,000
BBB生命	医療	5年	同上	同上	★②	70,000
★① 一般の生命保険料 ★② 介護医療保険料 ★③ 個人年金保険料						
「介護医療保険料」に該当するかどうかは、「控除証明書」の内容でご判断ください						
CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎	★②	60,000
DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎	★③	100,000
EEE生命	個人年金	10年	同上	同上	★③	50,000
国民年金保険料について、2年前納を行い「各年に申告する方法」を選択した場合は、 ◆令和8年分に対応する控除証明書を切り取って提出してください						
社会保険料について、2年前納を行い「各年に申告する方法」を選択した場合は、 ◆令和8年分に対応する控除証明書を切り取って提出してください						
社会保険料の種類 国民年金 日本年金機構 大和 栄太 213,810 厚生年金 日本年金機構 大和 太郎 213,810						
企業共済等掛金 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金						
合計(控除額)						

地震保険料に ついての記載欄

地震保険料控除を受けるため、
あなたが令和8年中に支払った地震
保険料について記載する欄です

保険会社から届いた
「地震保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆地震保険料控除証明書

社会保険料に ついての記載欄

社会保険料控除を受けるため、
あなたが令和8年中に直接支払った
国民年金保険料、国民年金基金掛金、
国民健康保険料などについて
記載する欄です

※給与から差し引かれた保険料は
含まれません
※親族分を支払った場合も、ここに
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆国民年金保険料を支払ったことの証明書類
(厚生労働省が発行したもの)
◆国民年金基金掛金を支払ったことの証明書類
(国民年金基金が発行したもの)

令和8年分の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書を作成するにあたっての注意事項です

公的年金等の収入金額 [c]	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	[c]×25%+275,000円	[c]×25%+175,000円	[c]×25%+75,000円
410万円超 770万円以下	[c]×15%+685,000円	[c]×15%+585,000円	[c]×15%+485,000円
770万円超 1,000万円以下	[c]×5%+1,455,000円	[c]×5%+1,355,000円	[c]×5%+1,255,000円
1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円